

子育て世帯生活支援特別給付金給付事業の実施について

担当 子育て相談課

1 目 的

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、国の制度に基づき対象児童一人当たり 5 万円の特別給付金を支給する。

また、国制度に基づく金額に、市独自施策として 1 万円を上乗せ支給することで、生活の安定の確保を図る。

2 給付対象者

【ひとり親世帯分】

- ①-1 令和 4 年 4 月分の児童扶養手当受給者（申請不要）
- ①-2 公的年金給付の受給により児童扶養手当の支給が停止されている者（要申請）
- ①-3 所得制限超過により児童扶養手当の支給対象外となっている者で、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準まで下がった世帯（要申請）

【ひとり親世帯以外分】

- ②-1 令和 4 年 4 月分の児童手当又は特別児童扶養手当の受給者で令和 4 年度分の住民税均等割が非課税の者（申請不要）
- ②-2 上記②-1 のほか、対象児童を養育する者で、令和 4 年度分の住民税均等割が非課税の者又は直近で住民税非課税相当の水準まで下がった世帯の方（要申請）

3 給付金額

- ・子ども一人当たり 6 万円

4 申請期間及び支給日

給付対象者		申請期間等	支給日
世帯 ひとり親	①-1	※申請不要。案内チラシを個別送付。	6 月下旬
	①-2	令和 4 年 7 月 1 日～令和 5 年 2 月 28 日（8 ヶ月間）	申請月の翌月中旬
	①-3		
世帯以外 ひとり親	②-1	※申請不要。案内チラシを個別送付。	7 月中
	②-2	令和 4 年 8 月 2 日～令和 5 年 2 月 28 日（7 ヶ月間）	申請月の翌月中旬

問合せ： 子育て相談課 手当・助成係

電話 042-555-1111 内線 235

E メール:s304100@city.hamura.tokyo.jp